

諮問委員会規程

(総則)

第1条 この規程は、定款第50条に基づき設置する諮問委員会について定める。

2 本委員会は諮問委員をもって構成する。

(委員の委嘱)

第2条 諮問委員は、役員を除く社員の中から理事会が選定し会長が委嘱する。諮問委員は役員を兼ねることができない。

(諮問委員の定数)

第3条 本委員会は10名以上の諮問委員を置く。

(諮問委員の任期)

第4条 諮問委員の任期は、10月1日から原則2年間とする。

(開催)

第5条 本委員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

(目的)

第6条 本委員会は、会長の諮問に応じ、意見を述べるものとする。

(運営)

第7条 本委員会の議長は、諮問委員の互選によって選出する。

(附則)

1. この規程の改訂は、理事会にて行う。
2. 2011年5月12日の理事会で制定し、一般社団法人の登録日から施行する。
3. 一般社団法人の登記直前の社員総会で選挙により選出された「評議員」は、「諮問委員」として、一般社団法人登記日から起算し、その後の2回目の定時社員総会までの任期とする。
4. 2010年5月21日の社員総会で選出された「評議員」は「諮問委員」として、一般社団法人登記日から起算して、その後の1回目の定時社員総会までの任期とする。
5. 2015年5月14日の理事会にて、第2条「毎年定期社員総会終了後」削除、「諮問委員は役員を兼ねることができない」を追加。第4条「10月1日から」を追加。
6. 2016年3月10日の理事会にて、第5条「理事会が必要と認めたとき」を「会長が必要と認めたとき」に、第6条「理事会の諮問に応じ、」を「会長の諮問に応じ、」にそれぞれ変更。